令和７年度第２回千葉県図書館協議会議事録

１　日　時　　令和７年１１月１１日（火）午前１０時から正午まで

２　場　所　　ホテルプラザ菜の花　４階会議室「槙」

３　出席者　　委　　員　伊　藤　　明　美〇　　伊　藤　　安　代

金　子　　和　男　　鈴　木　　宏　子◎

根　本　　彰　　箱　守　　貴　子

◎は議長、〇は副議長

中央図書館長　　赤　沼　　知　里

西部図書館長　　忍　足　　哲　也

東部図書館長　　押　澤　　裕　子

他８名

生涯学習課
新県立図書館建設準備室主幹　山　田　　浩　子

４　議　事

（１）　千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）策定を受けての図書館の対応について

（２）　千葉県立図書館サービス計画（素案）について

（３）　その他

５　その他

＜会議録＞

議　　長	本日の会議は、議事が２件ございます。 初めに協議事項として、議事（１）「千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）策定を受けての図書館の対応について」、事務局から説明願います。
事 務 局	「千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）」について、御説明いたします。 国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、文部科学省は「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しております。 県では、文部科学省の計画を基に「千葉県子どもの読書活動推進計画」を第四次まで策定し、子どもの読書活動の推進を図ってまいりました。第四次計画期間中には、学校図書館の整備が充実したこと、０歳児健診などの機会に絵本の配付や読み聞かせをするブックスタート事業から続く、おおむね３歳から小学校入学前の子どもを対象としたセカンドブック事業を実施している市町村が増えてきたことなどの成果が見られました。一方で、不読率が文部科学省の目標とする数値までは達していないことや市町村の推進計画策定が進んでいないことなどの課題も見られました。 別冊資料として編冊した千葉県ホームページで公表済みの「千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）」を御覧ください。第四次計画の課題や国の第五次計画を踏まえるとともに、子どもを取り巻く読書環境の変化や現状を鑑み、県においても第五次計画を作成したところでございます。 なお、作成に当たりましては、「子どもの読書活動推進委員会」や「生涯学習審議会子どもの読書活動推進部会」において、第五次計画（案）について検討を重ねるとともに、計画にはパブリックコメントの結果も反映させております。 次に、第五次計画の特色につきまして御説明いたします。第五次計画の特色は「子どもの視点に立った読書活動の推進」です。第五次計画の２４ページを御覧ください。 「①子どもの意見聴取の機会の確保」の項目では、子どもへのインタビューやアンケート等、様々な方法で子どもの意見聴取の機会を確保し、多様な子どもの意見を取組に反映させることについて記載しました。 また、「②子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進」の項目では、読書イベント等で子どもたちが企画・運営する機会を検討するよう記載しました。 次に、第五次計画の２７ページを御覧ください。多様な子どもたちの読書機会を確保するため、デジタル社会に対応した読書環境の整備として、電子書籍サービスの情報発信や図書館 DX 化への取組について記載しました。 これらの取組を通して、不読率の低減を図っていくよう努めてまいります。

なお、県の推進計画は、すべての子どもが本に親しみながら成長していくための「読書県『ちば』」を目指し、市町村において子どもの読書活動推進計画を策定する際の指針となり、子どもの読書活動を推進する担い手が、活動する際の手引きとして活用するものになります。
また、概要版を作成し、子どもの読書活動に携わる方々に参考としていただけるよう、関係機関や学校等への配付及び会議や研修会での活用を考えております。
千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）の説明は以上でございます。

続きまして、資料１を御覧ください。
千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）策定を受けての図書館の対応について御説明します。
この表は、第五次計画の構成に沿って、図書館で行う事業についてまとめたものです。主な内容について説明します。
１ページから４ページの中段までは、不読率の低減に向けた公立図書館等で行う取組です。
乳幼児と保護者に対するサービスとして、毎月第２・第４土曜日に開催している、親子で楽しむえほんの会、児童・青少年と保護者に対するサービスとして、毎週土曜日に５歳から小学生を対象とした、おはなし会の開催や、中高生の図書委員会活動やおすすめ本をホームページで紹介するなど、ヤングアダルトサービスの充実を図っています。また、障害者と保護者に対するサービスとして、点字資料、大活字本、DAISY等の整備やりんごの棚の設置、特別支援学校を対象とした読書支援を行っています。
２ページをお開きください。
日本語を母語としない子ども・保護者に対するサービスとして、在住している方の母語で書かれている外国語絵本や日本語・日本文化学習用図書の整備、外国にルーツを持つ高校生と図書館職員によるよみきかせ、文化紹介の場をつくっています。
また、図書館への来館が困難な子ども・保護者に対するサービスとして、郵送貸出及び郵送複写サービスなどの非来館型サービスを実施しています。
多様な学習機会の提供として、中央博物館や房総のむらと連携して、展示内容にあわせた読み聞かせやイベント時にあわせておはなし会を開催しています。
３ページをお開きください。
子どもの意見を取り入れた図書館運営として、特別支援学校の読書支援時にアンケートをとったり、職場体験やインターンシップで学生を受け入れ、意見をもらうなどしています。子どもの意見聴取については、後ほど触れさせていただきます。

また、図書館を活用した子どもの居場所づくりについては、新たな取り組みとして、県内の取組を調査し、ホームページになどに掲載するとともについて、先進的な図書館の取組を研究し、今後どのような取組を行うのか検討したいと考えています。

４ページをお開きください。

運営状況に関する評価として、図書館を利用する子どもや保護者を含む多様な主体による点検及び評価を行う手法の一つとして、現在、高校・特別支援学校の学習活動のため、利用頻度の高いテーマについての資料を学校用セットとしてセット化していますが、返却時のアンケートを踏まえセットの追加や見直しを検討しています。

学校等における取組として、高校読み聞かせ講座への講師派遣や今触れました高等学校・特別支援学校用セットの整備を行っています。

５ページをお開きください。

子どもの視点に立った読書活動の推進についての取組です。

先ほども少し触れましたが、子どもの意見聴取の機会として、イベントにおける生徒の意見聴取を行っています。

子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進についてですが、具体的な取組として、図書委員会が選ぶおすすめの本を紹介する、主体的に学校図書館運営に関わる、読書に関するイベントに企画段階から参画させる、子ども同士での本等の紹介や話し合いを行う「読書会」、「ビブリオバトル」等の実施が示されていますが、図書館としては、今後、県内の取組を調査し、ホームページなどに掲載するとともに、先進的な図書館の取組について研究していきたいと考えています。なお、詳細はこれから詰めてまいりますが、千葉中学校のほうからの職場提案という事業がきていると聞いております。

６ページをお開きください。

デジタル社会に対応した読書環境の整備として、電子書籍サービスの開始や県立学校に対する電子書籍サービスの ID 一括発行を実施しています。

また、人材育成として、司書向けとして、児童サービス基礎研修会、千葉県公共図書館協会児童サービス研修委員会主催のスキルアップ研修、教員向けとして、読み聞かせボランティア講座などを実施、資質向上に努めています。

７ページをお開きください。

連携・協力についてですが、学校図書館と県立図書館との間では、先ほど触れました、高等学校･特別支援学校向け貸出用資料の整備や学校図書館担当者に対する運営相談の充実などを行っています。

８ページをお開きください。

普及・啓発として、（子ども読書の日、子どもの読書週間等を活用し、）千葉県子ども読書の集いの場で、パネル展示や子どもの本を展示したり、児童サービスに関する調査研究、リストの改訂を行うとともに、子どもの読書活動の意義や重要性を伝える取組として、保護者に読書の大切さを伝える普及・啓発事業を実施したいと考えています。
以上、概要を説明しましたが、第五次計画の柱の一つになっております、子どもの意見聴取の機会の確保、子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進にあたり、図書館としてどのような取組をしたらよいのか、それぞれのお立場、ご経験からご意見をいただければと思います。

議　　長　ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

委　　員　私は千葉県高等学校教育研究会学校図書館部会の副会長をしておりまして、学校用セットの選定等、アンケートもとれますので、ご協力できることがあれば遠慮なく活用していただきたいです。
質問は３つあります。
質問１つめとして、学校用セットのテーマや改訂の要望はどう調査するのか、どのような見直しを考えているのか可能な範囲で教えていただきたい。
探究学習について、インターネットを利用する手段もありますが、本の活用も児童・生徒に身につけさせたいと考えています。
質問２つめとして、県立図書館３館が１館集約されるが、集約後の貸出し方法の想定を知りたい。
質問３つめとして、外国ルーツの児童・生徒が増えていますが「世界とふれ合うおはなし会」など、県立図書館が行っている多文化サービス等の取組や施策は、情報弱者である外国にルーツを持つ人達にどのように周知しているのでしょうか。各市町村の国際交流協会などに周知されているのでしょうか。

事 務 局　学校用セットは、現状は１１テーマ１３８セットあり、貸出中の場合は代替資料を司書が選ぶなどしてできるだけ資料提供しております。
令和６年度は国際理解、進路、情報、修学旅行、社会福祉等のセット化、改訂を行いました。
資料を貸し出した際にアンケートを同梱して返却時に回答をいただいております。

今年度も修学旅行についてある地域の資料をセット化してほしいといった要望などが寄せられており、現在、いただいた御意見を元に令和７年度の改訂作業等をすすめているところです。

事 務 局　県立図書館の移転時に一時的に貸出し等、利用できない期間がどれくらいかは、県内公共図書館からも聞かれております。関東地区公共図書館協議会で、加盟館の一時的な休館時の相互協力について頭出しをしたところです。
また、多文化サービス、情報弱者である外国にルーツを持つ人達に対する周知については、国際交流協会へのアンケートも含め研究を進めているところです。

議　　長　他にご質問ご意見ありますでしょうか。

委　　員　県立図書館は、５歳以上、３～４歳へのおはなし会はあるようですが、０～２歳に対しては実施しているでしょうか。保育園が充実してきて２歳以上は保育園に預ける家庭が多くなり、（市町村立の）公共図書館には０～２歳と保護者への要望が増えていますが県立図書館の対応はいかがでしょうか。

事 務 局　千葉県公共図書館協会でマニュアルを作成して普及を図るところまでは行っておりますが、県立図書館は中央図書館にしか児童室がなく、中央図書館は耐震基準を満たしていない箇所があるため実施スペースに制限があり、おはなし会の実施が困難な状況です。

委　　員　県立ではやらないけれども、市町村の図書館のバックアップをしていくという、そういう理解でよろしいですか。

事 務 局　そのとおりです。直接的なサービスではなく市町村をバックアップしていくことを考えております。

委　　員　バックアップの構想はどこに書いてあるのでしょうか。

事 務 局　赤ちゃん用絵本コーナーを設けたり、親子で楽しむ絵本の会は３～４歳に実施しているところで、実際にはもっと小さなお子さんにも臨機応変にフロアワークで対応しております。
市町村のバックアップ構想は今後の課題と考えております。

委　　員　県がバックアップしてくれるのはありがたい。実際的にはフロアで乳幼児サービスが行われているという解釈ですが、０～２歳向けサービスをどのようにやっていくか、人材育成に織り込んでいただきたいです。
市町村には「児童サービスはボランティアに任せればいい」という傾向も見受けられますが、図書館員が主体的に乳幼児サービスの運営を考えることが必要だと思います。それを含めた育成を研修会で繰り返し取り組んでいってほしいです。

議　　長　では他のご意見、ご質問ありますでしょうか。

委　　員　資料１の見方を確認したいです。
表に、多様な課題が挙げられており、「千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）」と「県立図書館の具体的な取組み」が書かれているようですが、市町村の計画との関連付けはされているのでしょうか。

事 務 局　県の生涯学習課で計画を作っている各部署と連携しており、生涯学習課の推進計画担当もメンバーに入っているのが「子どもの読書活動推進センター」ですので連携は取れていると認識しております。
令和７年１０月に策定された「千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）」の概要版に県と市町村の役割が記載されております。
本会議でお配りした資料１では、県と市町村の分担はしておりませんが、県立図書館は県内公共図書館の中枢であり、（記載していないことについて）県が実施しないということではございません。具体的なことは検討中のところもございます。

委　　員　「千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）」は県立図書館が作っているわけではなく、千葉県の生涯学習課が社会教育や生涯学習、学校教育を全部含めて作っていることが分かりました。その中で、県立図書館の取組が、対応する「子どもの読書活動推進センター」の事業ということですね。
実際には他の社会教育施設等が対応するとしても、相互関係を作っていただいて、計画を実際にやることに県立図書館が重要な役割を果たすと理解しておりますのでよろしくお願いします。

議　　長　ありがとうございました。

本日は第３８期委員としてＩ回目の開催であり、初めて参加される新規委員が２名いらっしゃいます。感想でも結構ですので一言ずつご発言いただければと思います。"

委　員　子どもが小学生の時、先生から教わりながら「読み聞かせ」をやっておりました。
小学校の読み聞かせのボランティアはコロナでなくなってしまいましたが、機会があれば復活させたいと思っています。県立図書館も読み聞かせの普及について学校へ声掛けをしてほしいです。
読み聞かせは、ボランティア数名が朝実施しておりましたが、どんな時間に・だれに依頼するとよいなど、具体的な実施方法の提案をしてもらえるとありがたいです。
「読み聞かせボランティアステップアップ講座」の周知をされていると思いますが、遠隔地だと情報が届くのが遅いため、学校に訪問して講座など実施してくれると普及するのではないかと考えました。
仕事柄、子どもに関わることが多いのですが、本を読まない子が多くいます。親も忙しくて子供に読んであげられない。親も読んでもらったことがない。
保護者は読み聞かせに対して、「自分はうまく読めない」壁を持っている人が多いと感じています。上手下手を気にすることなく、保護者にも読み聞かせが普及すれば、不読率改善に繋がるかもしれないと思いました。

議　長　ありがとうございました。
もうＩ名の新規委員は千葉県特別支援学校ＰＴＡ連合会にご所属の委員です。
県立図書館では特別支援学校に対する取組も行っておりますが、ご意見・ご感想等ありますでしょうか。

委　員　私が存じ上げないだけかもしれませんが、所属する特別支援学校では読書に関する取組をお聞きしたことがありません。
所属する学校のＰＴＡ会長として、取組を提案していきたいと思いました。本日は貴重なお話をありがとうございます。

議　長　ありがとうございました。その他委員からご意見等いかがでしょうか。

委　員　学校図書館はサードプレイスであり、尽力するよう学校司書にも伝えています。
資料Ｉの３ページの「図書館を活用した子どもの居場所づくり」について、新規事業の情報発信として「先進的な図書館の取組について研究」と記載されていますが、今後の計画を教えていただきたいです。

また同３ページ中段辺りに「高校生向けＰＦ」との記載がありますが、ＰＦとは何でしょうか。
本を読まない子どもや身近に感じられない保護者が多いと認識しております。広報が足りないと考えておりますが、県立図書館のサービスとして、担当課より電子書籍についてご紹介いたします。

事 務 局　令和６年５月から県立図書館は電子書籍サービスを開始し、現在、利用できるタイトルは約５千冊ございます。
子ども向けは多くはありませんが、耳から聞くオーディオブックや拡大表示できるものもあり、読書バリアフリーに対応できるのではということで導入しました。
また、開館時間外や遠隔地からもいつでもどこでも利用できます。
今年度、学校向けに高等学校４校にサービスを試行開始したところ、多く利用されております。多くの方に電子書籍を利用していただければと思っております。

事 務 局　電子書籍は仕事を持つ保護者でも家事をしながら耳で読書ができ、子どもに読書をする姿を見せることになるのではと考えご紹介させていただきました。

事 務 局　子どもの居場所づくりについては、県立図書館は耐震強度不足により、居場所になれないという問題がございます。よって近隣図書館でできる取り組みを紹介していけたらと考えておりますが、まだ検討中です。
資料に表記された「ＰＦ」は「パスファインダー」の略で、調べ方案内のことです。
例えば薬物依存であるとか、高校生が関心をもつテーマは高校生向けＰＦとして作成しています。

委　　員　ありがとうございました。わかりました。

委　　員　「千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）」を確認しましたが疑問に思うところがありました。乳幼児に対する取組が少なく、学校向けが多くありました。
また、ＹＡ（ヤングアダルト）に関する巻末の調査は、誰がどうやって実施したのか詳しく触れられていません。
県立図書館の子どもの読書活動推進センターでは、計画を超えることをやってほしいと期待しています。

すべての子どもに対してということならば、入院している児童や、少年院などの矯正施設に入っている子ども等も今回触れていただきたかったので、将来的には視野に入れていただきたいです。
他県の取組では、鳥取県の子どもの学校図書館支援センターは素晴らしいと思いました。学校の先生方と一緒に取り組んでおり、県内で採用されているすべての教科書に対応する図書リストがあり、ひな型に沿って学校図書館を活用した年間計画が作れるようになっています。また、山梨県の子ども読書支援センターの取組も素晴らしいものがありますので、他の先例を取り入れることもご検討いただきたいです。

事 務 局　矯正施設ではありませんが、児童相談所に対しての貸出しがありますので、担当課からご説明いたします。

事 務 局　児童相談所から御要望を受け図書の貸出しを開始したところ、違う児童相談所からも依頼を受け、現在２施設の児童相談所へ貸出しをしております。
毎月、司書が選書し、貸出しをしております。

議　　長　ありがとうございました。
先ほど委員から、本議題の資料１の見方の確認がありましたが、資料の作り方について、前回の協議会で「概要版(ポンチ絵)があるとよい」との意見が委員からありました。
計画策定中なのでポンチ絵はまだ作れないかもしれませんが、重要事項を太字にするなど分かりやすくメリハリのついた資料になっていると意見も出やすいのではと感じましたのでご検討いただければと思います。

議　　長　他にご意見はよろしいでしょうか。
ありがとうございました。
他にはないようですので、次の議事に移りたいと思います。

議　　長　続きまして、議事（２）「千葉県立図書館サービス計画（素案）について」、各論の１つである「職員の人材育成について」、事務局からご説明をお願いします。

事 務 局　議事（２）「千葉県立図書館サービス計画（素案）」について御説明いたします。
これまで、令和４年度から年１回のペースで、合計４回にわたり図書館サービス計画（素案）について当協議会の議事に取り上げ、内容についてひととおり議論していただきました。

第３８期の委員のうち、新たに２名の方が就任されましたので、図書館サービス計画（素案）について概要をご説明します。
この計画は、「千葉県立図書館基本構想」の目指す姿を「新千葉県立図書館・県文書館複合施設」で実現するため、「千葉県立図書館行動計画」での取組と課題、ＤＸ化の進展など社会状況の変化を踏まえて策定するものです。
計画期間は新館設置以降６年間で、図書館協議会において計画の策定並びに毎年の事業計画についての承認を得るとともに、計画最終年度には達成状況の自己点検及び第三者評価を公表することになっております。
さて、千葉県立図書館基本構想の実現に向け、令和元年８月に策定された「新県立図書館等複合施設基本計画」では、サービス方針として、６つの柱を掲げましたので、順にご説明いたします。

まず、一つ目は
①　「県内図書館の中枢としての役割」として、市町村立図書館等都の役割分担を明確にし、専門的機能の強化を図るとともに、県内図書館及び関係機関のネットワークの中枢としての役割を果たすこと。
としております。
②　「子どもの読書活動推進センター」として、県域の子どもの読書活動の推進に寄与し、赤ちゃんから中高生まで継続して本に親しめる環境を整えるとともに、子どもたちの情報リテラシー向上に資するため、子どもの読書活動推進センターとして、庁内各課や関係機関等と連携を図り、活動を展開すること。
としております。
先の子どもの読書活動推進センター計画に加え、新館において進めるものです。
続きまして
③　「課題解決支援図書館」として、県民・県内企業・団体が直面する課題の解決を支援し、まちづくりや地域の課題解決に貢献するため、各課題の主題に対応した蔵書の構築と調査ツールを整備するとともに、資料や情報源一般についての幅広い知識を持ち、主題の資料や情報源に精通した司書の配置を行うことや、各分野の専門家と連携し、お互いの専門性を活かした支援を行うこと。
としております。
また、
④　「千葉県に関する資料や情報の蓄積、継承」として、千葉県に関する資料や情報は、県民の財産であるとともに、県民がまちづくりを考え、地域の課題を解決していくためにも不可欠で、国立国会図書館等と連携しながら、県立図書館が千葉県内の

あらゆる情報を集め、千葉に関する情報の調査研究機能や地域の情報発信拠点としての機能を強化することで、地域の調査研究活動を推進すること。
としております。
⑤ 五つ目と六つ目は、新館の複合施設全体に関わることですが、まず、「すべての県民が利用しやすいサービス」がございます。千葉県の文化情報資源や専門家集団が集まる知的生産の象徴となると同時に、老若男女を問わず、障害のある人にもない人にも、ＩＣＴを活用する人にもしない人にも、すべての県民に等しく良質な図書館サービスを提供すること。
があります。
当協議会におきましても、建設面、サービスとも、バリアを意識させないユニバーサルデザインを基本とするよう、当初よりご意見を賜っております。
⑥ 「機能の重なりから生まれるもの」として、文化情報資源の活用を通じて、県民一人一人が学びによって、主体的に人生を設計していくことができるよう支援するとともに、知の創造と循環を生み出す具体的な実践の在り方について研究を進め、環境整備やサービスモデルの開発、普及に努めること。
がございます。
ミュージアム、ライブラリー、アーカイブの頭文字をとり、いわゆるMLA連携と呼ばれる領域となります。
これら６つの柱を軸に、図書館協議会委員の御意見を仰ぎながら、サービス計画をまとめていく予定です。
これまでひととおり総論的に協議会の場で取り上げましたので、今回からは各論的にスポットをあてていきたいと考えています。

本日は、図書館職員の人材育成をテーマに取り上げることとしております。お手元の資料２「図書館職員の人材育成について」をご覧ください。
この資料は、先ほど触れました、令和元年８月に策定された「新県立図書館等複合施設基本計画」の中から人材育成に関係する箇所を抜粋したものです。

まず一つ目は職員研修の体系化についてで、県立図書館職員を対象としたものです。必要な知識や技能を習得し、力量形成を図れるよう、関係機関が実施する外部研修への派遣や内部研修を計画的に行うとともに、市町村立図書館等や大学図書館、専門機関等との交流により実践的な研修を行える環境の整備に努めることとされています。

現在、外部研修としては、文部科学省主催で新任館長等を対象とした新任図書館長研修などを受講させるとともに、内部研修としては、新規採用職員及び初めて県立図書館に配属された職員を対象とした新任職員研修などを実施しています。

二つ目として図書館職員の研修センターとしてですが、市町村立図書館等職員に対する研修として、県立図書館職員と同様に、研修の体系化、具体的には経験別研修（新任研修、中堅研修、図書館長等の経験別の研修でスキルアップを図るもの）と分野別研修（地域・行政資料、児童サービス、障害者サービス、法情報、健康・医療情報等の課題解決に資する研修で専門性を高めるもの）を組み合わせ、すべての市町村立図書館等職員に対し体系的な研修を行うこととしています。
現在、体系化には至っていないものの、経験別研修として、新任職員研修会、中堅職員研修会、図書館長研究協議会を開催するとともに、分野別研修として、児童サービス基礎研修会、課題解決支援サービス研修会、地域行政資料研修会、障害者サービス研修会、レファレンス研修会、学校運営研修会などを実施しています。
また、多様な形態による研修については、出張研修、インターネットを活用した研修、研修のアーカイブ化を行うことによる、遠隔地や職員数が少ないことを理由に出張による研修が困難な職員に対しても受講できるようにすることとしており、オンラインを取り入れた研修や遠隔地での研修実施を行っているところです。
おかげさまで主催者、参加者とも、会場とオンラインの併用開催に慣れてまいりまして、研修時のグループ協議を復活するなど、質量問わず、充実を目指しているところです。
さらに、研修プログラムの開発として、時代や社会の要請に応じた図書館サービスを提供していくため、常に研修内容を見直し、先進事例を参考にしながら研修プログラムの開発を行うこととしており、研修の体系化とともに　検討していく必要があると考えています。

最後に、三つ目ですが、課題解決支援図書館です。県民、県内企業・団体が直面する課題の解決を支援し、まちづくり、地域振興等の地域の課題解決に貢献するため、法律・判例、医療・健康、ビジネス等の課題の主題に対応した蔵書の構築、データベース等の調査ツールの整備を行うとともに、主題別班編制を取り入れることにより、資料や情報源についての幅広い知識を持ち主題の資料や情報源に精通した司書の配置、育成を行うこととしております。
今年度、国立国会図書館作成の図書データからの収集がシステムで行えるようになりました。そこで、現時点の対応としましては、これまで収集してきた千葉県関係

資料に加えて、それら非流通資料を収集対象にすることで、新館での主題別班編成を目指しております。
課題解決支援には、専門家同士の連携が欠かせず、例えば法律分野であれば弁護士、司法書士、医療健康分野であれば医療従事者等と連携し、司書と関係分野の専門家との間で相互に専門性を生かした支援を実施することとなっています。現在、課題解決支援の取組として、「くらしに役立つ判例情報講座」や「はつらつ音読教室」の講座を開設するとともに、「くらしに役立つ法律・判例　情報コーナー」の法律・判例関係資料の充実、「健康・医療情報コーナー」の資料の充実、シニアのくらしに役立つ資料の充実を図っているところです。
しかし、司書の配置については、司書課程が文学部に置かれる傾向があり、就職先として図書館を選択した者の出身学部が文系であったり、自然科学等の理系を大学で専門に学んできた者が少ないことや、行政職としての人事異動もあることから、主題別班編制を取り入れる際に、必ずしも大学在籍時に培った専門性を図書館司書としていかせないという課題があります。
一方、前回申しましたとおり、県内には、専攻とは無関係でも、主題を担当させて長期間育成する専門図書館もあれば、部署横断的に蔵書構築グループによる活動を行う公共図書館もあります。

県立図書館の司書率は関東近県ではまだ低い方に属し、新館にむけて高めていく途上にありますが、本日は、研修の体系化や主題別班編制を見据えた司書の育成について、それぞれのお立場、ご経験からご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

議　　長　ただいまのご説明にご質問、ご意見等ありますでしょうか。

委　　員　県立図書館は専門的サービスを行っていますが、１館集約により強化されると期待しています。
資料２の「（２）図書館職員の研修センター」はかなり意欲的な内容と感じました。こういうように進むべきと思いますが、どこまでできるものでしょうか。
「ａ　研修の体系化」の項目が特に気になりました。「雇用形態に関わらず」とありますが、会計年度任用職員、委託、指定管理の職員にまで体系的な研修は可能なのでしょうか。

また２点目の質問ですが、資料２の「（３）課題解決支援図書館」は、浦安市などの一部の図書館や専門図書館で進んでいるところはあると思いますが、県立図書館で専門主題をもつ職員育成や研修がどれくらい可能な見通しでしょうか。

事 務 局　方向性を認めていただきありとうございます。研修については現状でも多様な雇用形態の職員を受け入れており、研修の目標、ターゲットを定めにくい現実はございますが、引き続き門戸を広げていきたいと考えております。
受講対象の枠を広げたことで受講者は多く、千葉県立図書館行動計画でも指標を掲げております。
博物館との連携（ＭＬＡ連携）は、当初は図書館員も慣れない部分がありましたが、１０年間やってきて、職種による考え方の違いや相手方の事情がわかるようになってまいりました。
（博物館関係者から）レファレンス協同データベースに県立図書館が提供している事例に評価をいただいております。
また、市町村図書館の職員に対する研修の体系化、課題解決支援に係る専門職員の育成が可能なのかというご質問については、担当からご説明いたします。

事 務 局　研修の体系化については、首長部局で実施している研修もありますので、参考例を示すようなことになると思いますが、ご意見を参考に検討してまいりたいと考えております。
また、「（３）課題解決支援図書館」については、県立図書館が各分野の専門家と連携して支援を行うものであり、県立図書館が専門職員を育成するものではございません。

委　　員　資料２「（２）図書館職員の研修センター」と「（３）課題解決支援図書館」の取組は、資料２タイトルにある「県立図書館の人材育成について」として連続したものとして拝見しましたが、「（３）課題解決支援図書館」はあくまで県立図書館のことと理解しました。県内の図書館員を育成する事業とは区別して書くなど工夫していただいた方がよいかと思います。

議　　長　他にご意見ご質問ございますでしょうか。

委　　員	意見としてお聞きいただければと思いますが、雇用形態に関わらず研修を実施しているのは良い取組だと思います。千葉県は、公共図書館の横のつながりがあり、会話や連携がしやすいと感じます。 ある他県で研修会を開催したとき、委託や指定管理の市町村が多く、管理者の異なる館同士で会話がないということがありました。 千葉県にあるような横のつながりが公共図書館のよさだと思いますので、雇用形態に関わらずという点も含め、引き続きよろしくお願いします。
事 務 局	指定管理者制度により運営している館を研修対象とするか、過去に検討した結果、現在の体制となっております。 また、指定管理の館は情報が入りにくいと伺っており、県が情報を行き渡らせることは重要と考えております。
議　　長	他にご意見ご質問ありますでしょうか。
委　　員	「（３）課題解決支援図書館」の項目については、調べものに対応できる司書を育成していくという趣旨と理解しました。 調べものに「生成ＡＩの導入」という動きも見込まれますが、生成ＡＩに長けた職員を育成していくようなことは盛り込まれないのでしょうか。
事 務 局	現時点では生成ＡＩは計画に含めておりませんが、県立図書館においても研修に取り入れるなど、育成の材料として検討してまいります。
委　　員	個人的には、何で資料を探したらよいかわからないときに、都立図書館のＡＩチャットを活用しています。千葉県でもご検討いただけるとありがたいです。
議　　長	他にご意見ご質問等ないようでしたら、千葉県立図書館サービス計画（素案）の各論のＩつである「職員の人材育成について」の質疑は以上として、次の議事に移らせていただきます。
議　　長	続きまして、議事（３）その他事項として委員から質問はございますか。
委　　員	確認したいのですが、「千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）」は確定されたものでしょうか。

事 務 局	令和７年１０月１５日に開催された県教育委員会会議で議決されたもので、ホームページでも公開しています。
議　　長	ありがとうございました。 他に御意見等ないようでしたら、本日用意されている議事は終了となります。 円滑な議事進行に御協力いただきありがとうございました。